

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900018号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900040号

第1 結論

請求者のA社Bセンター(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月1日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成7年2月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年2月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社Bセンターでの資格喪失年月日は平成7年2月1日となっているが、実際に同社を退職したのは同年2月28日付である。調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された退職証明書、C企業年金基金及びD健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間においてA社Bセンターに継続して勤務していたことが認められる。

また、C企業年金基金及びD健康保険組合からの回答によると、請求者に係る各々の資格喪失年月日は、平成7年3月1日であることが確認できる。ところ、A社、C企業年金基金及びD健康保険組合は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)、厚生年金基金及び健康保険組合への届出書は一体型の複写式で作成しており、事業所がそれぞれに提出していた旨陳述していることから判断すると、請求期間当時、A社Bセンターでは、一体型の複写式届出書により、社会保険事務所、E厚生年金基金及びD健康保険組合に資格喪失の届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が平成7年3月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社Bセンターのオンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額、C企業年金基金及びD健康保険組合の回答から、47万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900017号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年8月21日から平成元年8月1日まで

ねんきん定期便には、A社における請求期間の標準報酬月額が26万円と記録されているが、請求期間当時に事業主から受け取った標準報酬月額の改定通知により、昭和63年8月分からの標準報酬月額が36万円とされ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除する旨の記載が確認できるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された事業主からの標準報酬月額を改定する旨の通知(以下「通知」という。)には、昭和63年8月分から厚生年金保険の標準報酬月額が36万円に改定され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(22,320円)が1か月遅れて控除される旨記載されている上、上記通知とあわせて提出された請求期間後の平成元年8月分及び平成2年8月分の通知に記載されている改定後の標準報酬月額及び厚生年金保険料は、オンライン記録の該当期間における標準報酬月額及び当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と符合している。

一方、A社は、請求者の請求期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額が、上記昭和63年8月分の通知のとおりであったか否かについては、請求期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないため不明である旨回答している上、請求者もこれを確認できる請求期間当時の給与明細書を保有していない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額の記録訂正を認めるか否かの判断に当たっては、前提として、当該期間の各月における報酬額及び厚生年金保険料控除額の双方が確認又は推認できなければならない。

この点に関して、請求者は上記の通知のほかに、昭和 63 年分及び平成元年分の源泉徴収票並びに賞与支給明細書を提出しているところ、当該資料により年間の報酬額及び社会保険料額は確認できるものの、請求期間の各月における報酬額及び厚生年金保険料控除額までは、確認又は推認することができない。

このほか、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。